

一九一九年九月二八日の

## ルクセンブルク大公国国民投票

——議会外野党の行動を契機として——

若松 新

はじめに

「ルクセンブルク大公国国民は、一九一九年九月二八日に実施された自由で民主的な国民投票によって、大公制を支持し信任した。一国の君主に対する国民投票が行われ、しかもそのうち八〇%以上の国民が信任票を投じたことは、他の欧州諸国ではみられない事例である。したがって、この国の大公制（君主制）は民主的な手続きによって定められている。この民主的な手続きの結果として、この時以来、現在連立政権の一翼を担うルクセンブルク社会労働者党（①ルクセンブルク語名LSAP：Letzebuerger Sozialistesche Arbechterpartei、②独語名：Luxemburger Sozialistische Arbeiterpartei、③英語名：Socialist Worker's Party、④仏語名：POSL. Parti ouvrier socialiste luxembourgeois）（戦後）LSAPは一九四五年一月から四七年三月、五一年七月から五九年三月、六

四年七月から六九年二月、七四年六月から七九年七月、八四年七月から現在まで、都合五回、約二九年と四箇月間にわたって連立政府与党であった。また今後も、五年間連立与党であり続けると目算されている。)の支持者たちも、大公制を一貫して支持し続けてきた。——このような話を、ルクセンブルク国籍で早稲田大学大学院政治学研究所において政治学なかんずく憲法を専攻する日本国文部省国費留学生P・ハイン(Patrick Heim)氏と、来日中のL S A Pに所属するルクセンブルク国会議員の秘書官(Attaché Parlementaire)のd・イーヴ(Piron Yves)氏(いずれも肩書きは当時のもの)から伺ったのは、一九九二年三月のことであった。それ以来、一国の君主を国民投票によって信任するという(少なくとも外見上)最も民主的な方法は、いつ、いかなる理由で、どのようにして実現し、更に、八〇%以上の信任票がどうして投ぜられたのかを検証したいとかねがね思い続けてきた。

(立憲)君主制か共和制かという区別は、政治機構論上最も大きな枠組みの一つである。ところで、立憲的君主たるルクセンブルク大公家は、M・ウェーバー(Max Weber)によるところの三つの支配の正当性の根拠、すなわち伝統的支配と合法的支配、およびカリスマ的支配の複合形態に基づいて君臨してきたのである。即ち、久しい過去から大公家はルクセンブルクを領有し、成文憲法に則つてその支配は正当化されており、歴代の大公陛下御自身は若干のカリスマ性をも有してきた。かような合法的支配たる立憲君主制において、ルクセンブルク国民は、専ら君主制(大公制)か共和制かをテーマとした国民投票という、具体的な「民主的手続き」によって自国の君主を信任した。これは、極めて珍しい事例にあたる。もちろん憲法制定に際して、君主制を定める規定を憲法と共に一括して国民投票で信任することも、同じように「民主的な手続き」であることに変わりはない。しかし、専ら君主制か共和制かが問題となった、一九一九年のルクセンブルクにおける国民投票は、その政治的意味合いという点ではる

かに重いものとなるであろうと思う。

本研究は、第一に、従来は政治学の論文で扱われることの少なかった欧州の小国ルクセンブルクを扱った特異性と、第二にルクセンブルクにおける「専ら君主制をテーマとした国民投票による君主制承認という事例」<sup>(1)</sup>の（欧州大陸における）唯一無二性からしても、極めて萌芽的な研究になると思う。

一九一九年にルクセンブルク国民が大公制を信任した国民投票がなぜ行われたのか。また何故に信任票が八〇％を超えたのかということを考える際に、検討の対象となる原因として七つ挙げられる。すなわち、①一九一七年のロシア革命の余波の中、共和制を要求する左派（政党）が躍進したこと。②旧大女公マリー＝アデルハイド（Marie-Adelheid：仏語によればMarie-Adelaide：マリー＝アデレード）の第一次世界大戦中の親独的追従姿勢に対する親仏的愛国主義者の批判。③カトリックの篤信家であったマリー＝アデルハイド大女公が支持する親カトリック的教育政策と左派が支持する宗派中立的教育政策との衝突や軋轢。④マリー＝アデルハイド大女公が、議会主権を軽視して、一九一五年一二月に専ら自らの意志（のみ）によって国民議會を解散したという政治機構論上の過誤。⑤第一次世界大戦中には一致団結して国政にあたっていたのに対して、戦争終結後、国論がより自由に展開しうるようになり、様々な主義主張が表面化しうる環境が整ったこと。⑥一九二二年に一八歳で大公位に就いた若年のマリー＝アデルハイドが、良き政治的平衡感覚を持った補弼者に恵まれなかったこと。⑦一九一九年一月一〇日に大女公マリー＝アデルハイドは、国民の支持を失ったことを察知して、賢明にも自ら退位して、妹のシャルロット（Charlotte）に大公位を譲位した。この結果、大公家への同情・支持が醸し出された。即ち、新大女公への信任が八〇％という極めて高い比率に達した理由と原因の解明である。

以上の点を政治機構論の観点から分析するにあたって、以下の七点が具体的な検討の課題となる。即ち、①ロシア革命の余波の中、隣国ドイツではヴィルヘルム二世が退位して共和国が生まれた。この事のルクセンブルクへの影響を探る。②元々、独のヘッセン州ナッサウ(Nassau)領主の家系に属するルクセンブルク大公家の、第一次世界大戦中の独への過剰な肩入れの現状を検討する。③一国の君主が、自己のカトリック的(で反共主義的)な「良心」に従うべきか、議会の多数派たる左派が推進する教育政策を容認すべきか、という点で苦悩した葛藤を描きたい。④国民議會の実質的な解散権を君主(大公)は持たないことを(比較)憲法学的に示したい。⑤第一次世界大戦後に生じた、資本主義対社会主義、独立論対併合論、親ベルギー対親仏、(カトリック)教権主義対反教権主義、「生産者中心」対「消費者中心」などの複数の政治的対立の機軸の中で、大公制か共和制かという世論の分水嶺はどこにあるのかを分析したい。⑥マリー・アデーレハイド大女公の周辺の人々の政治意識とルクセンブルク国民の政治意識の乖離現象を分析し、「国民と共にある(現在の)大公家」にとつての教訓となる史実を探りたい。特に宮内庁長官L・v・ヴィラーズ(Lamoral von Vilers)伯爵のドイツへの過剰な傾倒ぶりを反省する。⑦大公位の讓位が国民の間に生ぜしめた大公家への同情を直視したい。

従来の歴史書では、第一次世界大戦後、一九一八年二月一九日に「(ルクセンブルク)議會は、二九対一で大公が自由・独立の国家として存続すべきことを決議した」が、一九一九年一月に「共和制の実現を叫ぶ左翼勢力によって首都は騒然たる空氣に包まれ」たと記されている。本稿は「なぜ」このようなデモが生じたのか、そして、その結果として何が起きたのかを、主として分析したい。これまで反対党(野党)の研究を行ってきたが、ここでは従前からの野党研究の一環として、この議會外野党の行動を契機として生じた、国民投票の経緯を分析する。し

かし實際に左派の要求に従って、国民投票が行われると、大公制は支持された。これは君主制（大公制）という保守的な制度であっても大公陛下御自身の人柄が良ければ、好感を持たれるという良い面もあることを示すケースでもある。議会外野党そのものの規模、形態については、不正確にしか把握できず、余り分析できなかった。それよりも、「なぜ」議会外野党の行動が生ぜざるをえなかったかに、以下の分析では力点が置かれている。

(一)

ルクセンブルクで国民投票が行われた一九一九年という年は、共産主義革命の嵐の余波のただ中であつた。一九一七年三月（ロシア暦によれば二月）の革命によって、ロシア帝国のツァール（皇帝）支配が終焉した（ロシア二月革命）。同年十一月（ロシア暦によれば一〇月）には共産主義赤色革命（一〇月革命）が起こつた。この二回の革命の波紋はドイツにも押し寄せてきた。第一次世界大戦末期のドイツでは、一九一八年十一月八日に皇帝ヴィルヘルム二世が退位して、中立国オランダへ亡命し、共和国として敗戦を迎えることになつた。更に、この事件の余勢は欧州の小国ルクセンブルクにまで到来したのである。<sup>(4)</sup>

ルクセンブルクの元共産主義者ジャン・キル（Jean Kiri）がいみじくも述べているように、「ドイツにおける（共和制への）（無血）革命はロシアにおける社会主義（暴力）革命がなければ生じなかつた（引用者加筆の時）（一）で示す。以下同じ）。また、このドイツにおける革命こそが我が国ルクセンブルクを『最悪の事態』から救つた。すなわちドイツにおけるこの革命がなければ、ドイツの軍事的敗退にはより長い時間を要したであらう。一九四四年

と一九四五年のようにルクセンブルクが総攻撃を受けて、見渡すかぎりの廃墟とならなかったのは、このドイツにおける革命のもたらした（軍事的な）奇跡であった」と記している。<sup>(5)</sup> この指摘はそれ相応にもっともであり、彼が共産主義に共鳴していたという理由だけによるものではなかったと思う。

共産主義革命のあおりという、言わばイデオロギーがもたらした熱狂の中で、ルクセンブルクも「一つの革命的状況 (eine revolutionäre Situation)」に至ったのである、と元共産主義者の J・キルは続けて力説する。しかし、保守的な人々によれば、かようなマルクス主義の嵐の中で生じたルクセンブルク大女公マリー・アールハイドの退位と妹のシャルロッテへの譲位と、それに続くシャルロッテ新大女公への八〇%を上回る信任投票という一連の経緯は、ただ大公制への信頼度が高まり、大公制がより確固としたものになったという点だけで、注目に値するものであった。例えば、パウル・クライン (Paul Klein) というルクセンブルク義勇軍の研究者は「一八八一年から一九四四年に及ぶルクセンブルク義勇軍六四年史」と称する論文の中で、「一九一九年の国民投票一色という雰囲気の中で義勇軍 (Freiwilligen-Kompanie) は再建された。この国民投票においてルクセンブルク国民 (Luxemburger und Luxemburgerinnen) は<sup>(6)</sup>、シャルロッテ大女公とその大公家が国土を引き続いて統治 (regieren) すべきことに賛成の意を表した」とのみ記している。この引用文中で注目すべきことは、第一に、一九一九年九月二八日に行われた国民投票が、もっぱら君主制 (大公制) か共和制かを問うた国家制度の選択にかかるとみなされ、同時に行われた仏との経済同盟かベルギーとの経済同盟かという経済連合に関して信を問う「二重の国民投票 (Doppelreferendum)」のうちの第二の意味が消去されていることである。このような保守的な研究者の意識の中で、一九一九年の国民投票がもっぱら大公制か共和制かにかかるといったことの意味合いは、もと

より、この第二の意味の国民投票の結果に反して、ベルギーと経済連合に入ることになつた<sup>(1)</sup>という史実にもよるであらう。しかし、何よりも当時のルクセンブルク国民の世論の動向が大公制をめぐる左右両派の駆け引きに、より注目していたからではないかと推察される。第二に本来ルクセンブルクは、「君臨すれども統治せず」という原則が妥当する、立憲君主国 (Constitutional Monarchy) なし、議會君主国 (Parliamentary Monarchy) である。にもかかわらず、保守的なこの研究者の頭の中では、「大公が引き続いて国土を統治する」という意識が、依然として支配し続けていたということである。この第二の点において、元共產主義者 J・キルの主張とは大きな隔たりが見られる。

J・キルによれば、あくまでも国民に国家権力は由来するというフランス革命以来の国民主権の原則が、マリー＝アデーレハイド大女公時代にないがしろにされていたことは正を国民はこの時に要求し、その要求を大公家が受け容れた結果として、新たに大公位に就任したシャルロット大女公が国民の支持を得ることに成功したのである。かような「批判精神」に照らしてこの史実を解釈する立場に立つ、J・キルが見た一九一九年の国民投票の顛末を以下の論述では探っていききたいと思う。

(一)

一九一八年十一月八日にドイツ皇帝が退位して、ドイツの圧倒的多数の労働者と兵士たちが「新しい、民主的で平和なドイツ」を求めて「実効力ある、徹底的な革命」を要求していた頃に、「ルクセンブルクでも同じように革命

的な状況に至った」とJ・キルは書き留めている。ここで「自由で民主的な」ドイツと言わずに「民主的な」ドイツとのみ記す、元共産主義者である彼の立場に注目したい。

そもそも「民主制」という言葉ほど、自由主義デモクラシーかマルクス主義デモクラシーかで、相異なる理解・解釈の下にある言葉はない<sup>(8)</sup>というところは周知の事実である。ところで、ルクセンブルクにおいて共産党は一九二一年一月に初めて社会党から分裂して結成され、一九三四年にルクセンブルク共産党書記長Z・ベルナルド (Zenon Bernard) が初議席を議会選挙で獲得し(たが、議席就任を拒否され、その三年後にJ・ベッヒ (Joseph Bech) 保守・自由主義政権の下で、いわゆる反共法が三四票対一九票で可決し、共産党が排撃され<sup>(9)</sup>)た。かかる状況の下では、共産党は弱小野党にすぎなかった。反共法によって共産党を禁止したこの問題は残るものの、ルクセンブルクは、野党を議会制度上認める自由主義デモクラシーといかなる野党をも認めないマルクス主義デモクラシーという二つの範疇によれば、むしろ前者に属していた。しかし、制度的に野党を認める自由主義デモクラシーの下でも、このように単なる反対勢力たるルクセンブルク共産党は絶対数において限りなく極小の数値に近かった。したがってルクセンブルクの共産党は、第一に弾圧される側にある弱小野党としての共産党であり、政権について全体主義的権力を振るい、弾圧する側の共産党ではなかった。

以上の点から考えて、ルクセンブルクで一九一八年当時に生じた状況はドイツにおける状況よりも「左翼的性格は希薄であった」と言える。ドイツでは一九一九年一月一九日のワイマル憲法制定会議選挙で、共産主義的な「独立社会民主党」(USPD: Unabhängige Sozialdemokratische Partei Deutschlands) が四二一議席中二二議席(議席率五・二%)を獲得した。引き続いて、一九二〇年六月六日の第一回ライヒ議会選挙では、更に激増してUSP

Dが四五九議席中八四議席（議席率一八・三％）、共産党（KPD）が四議席（議席率〇・九％）、両党合計で議席率一九・二％を共産主義的勢力が占めた。そして一九一八年から一九九年にかけての国民評議会（Rat der Volksbeauftragten）では、USPD所属のハーッセ（Hasse）とバルト（Barth）の二閣僚<sup>10</sup>が政府の一角を占めていたのである。このように、なるほどドイツでは「自由で民主的な」ドイツと言うよりも、J・キルの主張するように「民主的（で平和的）な」ドイツと言った方が正しかったかもしれない。だが「同じように（ebentalls）」ルクセンブルクでも、「自由な」という形容詞を冠しない、単なる「民主的」なルクセンブルクを求めて「革命的状況」に至ったとは言い難いのである。したがって、ルクセンブルクは「自由で民主的な」国家であったのである。結論として、J・キルがこの「革命的状況」の推進者とした、社会党、左派ブルジョワ、後に共産党支持者となる人々の三者のうち、共産主義的傾向を持つ人々は、数値の上で僅少なためほば度外視しても良いと思う。その結果としてより重要になるのは、本来政治色が弱い、「左を向いたブルジョワ（linksgerichtete Bourgeoisie）」である。「左を向いたブルジョワ」として懸案となつたのは「憲法にのっとりた」民主的<sup>11</sup>改革（verfassungsmäßige demokratische Reform）であった。革命ではなく、改革が行われたのである。これが一九一九年九月二八日の国民投票の政治的な性格であった。

(三)

ドイツ敗戦の混乱の中で、一九一八年十一月一〇日に始まり、その後二箇月間首都を騒然たる空気へと導いた左

翼勢力の——議會外野党の示威運動に端を發した——(J・キルの言う「革命的な運動」)の目的は、「共和制の実現」であつたと歴史書<sup>(12)</sup>は記している。一九一九年一月にマリールーアーデルハイド大女公が退位することによって收拾したこの騒然たる雰囂氣の原因は、J・キルによれば二つであつた。すなわち、それは第一に、第一次世界大戦中マリールーアーデルハイド大女公が取つた「親ドイツ的態度 (deutschfreundliche Haltung)」と、第二に、同時に同大女公が行つた国民主權の原理に反した「專制的統治方法 (autokratische Regierungsmethode)」であつた。

もとよりルクセンブルク大公家も、P・エイシェン (Paul Eyschen) 政權と共に、自国の中立を侵害したドイツの進軍に対して公的な抵抗を行つたことでは、争う余地はなかつた。しかし、この公的な立場とは別に大公家がドイツの皇帝を歓迎したという、いわば私的な立場との、不整合性はいかんともしがたい不信を国民に植えつけることとなつた。

ルクセンブルクの大公家は元來、一八一五年までドイツのヘッセン州ナッサウに在住していた公爵家の血筋に由来して<sup>(13)</sup>いた。したがつて、歴史的な伝統という点から見れば親ドイツ的な性格を持つことも、ある程度は当然であり、また自然なことでもあつた。だが「度を過ぎた、目に余る」第一次世界大戦中のドイツへの傾倒は、ドイツ敗戦後の大公家の地位を一時的ではあつたが危うくしたのである。

一九一四年八月にドイツ軍はルクセンブルクを占領し、対仏總司令部をルクセンブルクに置いた。九月六日にドイツ皇帝ヴィルヘルム二世は、ドイツ国首相フォン・ベツトマンリホルヴェーク (von Bethmann-Hollweg) らを率いて、在ルクセンブルク總司令部を訪問した。このフォン・ベツトマンリホルヴェーク国首相が、ルクセンブルクの中立国化を認めたと一八六七年五月一日のロンドン条約を破棄した人物であつたのである。当時ルクセンブル

クに派遣されていた、中立国スウェーデン国籍の従軍記者スウェン・ヘディン (Sven Hedin) は、ヴィルヘルム二世と会食を共にしたルクセンブルクの大公女公について、親ドイツ的なルポルターージュをスウェーデンの新聞に載せている。このルポによると、ヴィルヘルム二世はルクセンブルク到着後、即座に宮廷に招き入れられ、手厚くルクセンブルクの大公女公によって歓待され、その会食の席上、ルクセンブルクの大公女公はドイツ軍の勝利のために乾杯をしたという。この乾杯はもとよりルクセンブルクの首相 P・エイシェンが企画したものであった。しかし、元共産主義者 J・キルによれば、いかに首相に第一義的責任があるにせよ、この事実をもつてしても「ルクセンブルクの大公女公御自身の責任を免れさせ」る根拠とはなら「なかつた」のである。<sup>(14)</sup>

この乾杯の事実と共に、元タルクセンブルクの大公家がドイツの宮廷と深い関係を持ち、宮中では唯一の母国語であるルクセンブルク語ではなく、ルクセンブルク語、フランス語と共に公用語の一つであるドイツ語を日常語とし、ルクセンブルクが占領された後にもドイツの王朝と良好な環境を保って、戦争の最中に大公内親王とバイエルン国の王位継承者との間で婚約が発表された事も、ドイツの敗戦後に大公家の親ドイツ的態度として問題となった。この事実に対する批判者は、単にルクセンブルク国民の内部に存在するのみではなかつた。けだし、第一次世界大戦によって被害を被ったベルギー、仏の人々にとっては、拭いさり難い疑義を醸し出し、ルクセンブルクを逆にベルギーないし仏が併合すべしという報復主義的見解を生ぜしめたからである。これは、ルクセンブルクの国家としての独立に対して著しい脅威となつた。

更にルクセンブルク王室にとつて致命的であつたのは、一九一二年に大公女公マリー・リッアーデルハイドが即位した直後に宮内庁長官に就任した L・V・ウィラーズ伯爵の、ドイツへの過剰な傾倒ぶりであつた。

L・v・ヴィラーズ伯爵は元タルクセンブルク国籍の大地主であったが、ルクセンブルクの国籍を一時離れ、ドイツ軍將校となった後に、再びルクセンブルクに帰国してルクセンブルク国籍に戻り、宮廷に仕えることとなった。彼は同時に政治家であり、カトリック偏重主義を表明する教権主義者 (Klerikaler) の一員としても有名であった。彼はルクセンブルクの国会議員に選ばれ、戦時中も親ドイツ的情熱をルクセンブルクの国会で表白するのをいとわなかったと言う。彼はルクセンブルク国会議員としての誓約を行った関係上、ドイツ皇帝軍に同行できないことに涙した。これは厚かましいにも程があると、元共産主義者 J・キルは酷評している。その結果、第一次世界大戦後、「プロイセン軍(以来、ドイツ軍に特有な)の尖頂せんとうつき軍帽をかぶったヴィラーズの藁人形ワラが公衆の面前で焚刑フンケイに処せられたのであった」と J・キルは多少、感情的な口調で述べている。

#### (四)

大女公マリー・アデーレハイドの第二の罪責は、きわめて政治機構論的な理由に因っていた。すなわち、国民を自由かつ民主的に代表する議会の主権に対する、本来あつてはならない王権の介入が批判されたのである。フランス革命以来「国家権力は国民に由来する」という根本原則が成立してきた。これを称して「国民主権」の原理という。フランス革命以来、元首の地位にある者が大統領である共和国であれ、国王・諸侯である君主国であれ、国民(と国民を代表する議会)が主権を持つという根本的な重大事に変わりはなかった。この原則を尊重する君主を「立憲的君主」として、ルクセンブルク大公国は国の頭として頂いてきたのである。

一八三九年までルクセンブルク国内でも通用力を持っていた一八三一年のベルギー王国憲法第二五条第一項は「すべて権力は、国民に由来する」と明記して「国民主権」の原則を規定していた。この精神は一八四八年のルクセンブルク憲法でも保持された<sup>16)</sup>とJ・キルは記している。しかし、この「精神」という曖昧な言葉によって、J・キルは直視すべき現状（現実の実態）から目を転じているくらいがある。現実には一八四八年のルクセンブルク憲法制定者は、明示的には「国民主権」の原則を規定していなかったと、M・シュレーエン (Michael Schroen) は指摘する。更にM・シュレーエンによれば、当時「国民」として参政権を有していた者は、富裕な市民に限られていた。すなわち国勢調査が完璧であったとは言えない状況であったが、選挙に参加できる有権者はわずか全国民中五・二七％に過ぎなかったのである。<sup>17)</sup>したがって「国民主権」の原則が、あたかも一八四八年憲法でも既に相当程度に尊重されていたがごとき事実誤認を生ぜしめる虞のある、J・キルの記述は割り引いて考える必要がある。キルの論調は「啓蒙書」としては真に素晴らしいけれども、時には冷淡に史実に迫らねばならない「学術研究書」としては、このように正しくない場合がしばしばあるのである。

さて、一八五六年のクーデターによって、ルクセンブルク大公国の大公ウィルヘルム三世は「国民主権」を廃棄した。この結果として「君主制主義的な絶対主義政体 (monarchistischer Absolutismus)」が再興された。その後の一八六八年の現行憲法への（民主）改革は、意図的にいくつかの点を曖昧のまま残した。しかし、ルクセンブルク国民は憲法運用上、「国民主権」の文字だけではなく、「国民主権」が意味すべき意義と精神をも育て慈しみ、確認し続けてきたのである。この点については、一八六八年以来、大公位に就いた二人の立憲的君主御自身も同じであった。すなわちアドルフ (Adolf) 大公も、その後継者ウィルヘルム四世も、「国民主権」の原則を尊重して、「憲

法上の紛争」を惹起せしめたことはなかった。また、一九一八年から一九九年にかけて、民主改革がルクセンブルク大公国では遂行されて、男女に等しく普通選挙権が認められるようになった。こうして名実共に「国民主権」がルクセンブルクで確立したのである。

だが、マリー・アールハイド大女公の即位以来、この（ように歴代の大公陛下が「国民主権」を擁護し、一八六八年憲法を遵守し続けてきたという）事実が、共産主義者であったJ・キルの目には変わり始めたことと映った。それはマリー・アールハイド大女公のたぐい稀なる篤信のカトリック信仰に基づく「カトリック教権主義とカトリック政党偏重路線」に対する、共産主義者の著しい懸念でもあった。

元々カトリック教会の「宗是（宗旨）」は反共主義である。このことに疑いを差し挟む者は、少なくとも一九一五年当時の敬虔かつ篤信のカトリック教徒の中にはいないと考えて良いであろう。この事実から目をそむけ、カトリック教徒であったマリー・アールハイド大女公御自身の信念（信仰）である「反共主義」そのものを問題視するならば、それは信教の自由に反し、騎士道の精神にも反する虞がある。他方でこの問題は、政治機構の中で公職にある者が、「個人の良心」に従うべきか、「法規が想定する立場」に則るべきかという二律背反的な選択を迫られた場合に遭遇したであろう、マリー・アールハイド大女公の苦悩をもくみ取らねば、公正な立場からは理解できない。

M・シュレーエンは、この出来事を「国民主義」対「王権」の対立とはみなさず、「左派」対「王権」の対立とみなしている。すなわち、M・シュレーエンによれば、この顛末は以下のように記されている。この国において大公位に就任した者のうち最初のカトリック教徒であった「マリー・アールハイド大女公は、一九一五年の憲法上の

危機の間、公然と保守派（一九一四年に右翼党（①独語名：Rechtspartei' ②英語名：Party of the Right' ③仏語名：Parti de la Droite）の名称の下に結党され、今日の連立政権与党キリスト教社会国民党（①ルクセンブルク語名CSA: Chrëschtlech Sozial Volkspartei' ②独語名：Christlich-Soziale Volkspartei' ③英語名：Christian Social Party' ④仏語名dCS: Parti chrétien social）へとつながる右派）に対して肩入れを行った。そして大女公は当時、首相を務めていたP・エイシェンの急逝の後に、少数派に転落した保守派のH・ルーツィエ（Hubert Loutsch）が率いる少数政権を任命した。この事によって王権と左派の関係は致命的に悪化したのである」と。<sup>(20)</sup>

マリー・アーデル・ハイド大女公と左派との抗争の発端は、具体的には「カトリック的な教育制度」か「より宗派中立的な教育制度」かをめぐっての応酬であった。すなわち、一九一二年に大公位についた若きマリー・アーデル・ハイド大女公は、この年に議会で可決された進歩的な学校制度法（Schulgesetz）に対して認証することを著しくためらい、躊躇した。当時カトリック偏重主義（教権主義）者たちはこの法案に対して激しい抵抗を試みていたのである。しかし、これらの抵抗は、J・キルによれば「空しい」ものであり、国民の代表者たる議会が議決した明白な意志を大女公が退けることは誤っていたと主張されている。しかし、問題は、過半数の賛同を得るならば、「カトリックの信条を政治の世界で直ちに実現しようとするカトリック教権主義者たる少数者」（なお、ルクセンブルク総人口中九五％はカトリック教徒であり、このうちこのような過激な考えを持つ者が少数派として存在する）にとつて致命的な法案を可決し、過半数を占める者が「数の論理」で押し切ることが政治的にも正しいのか、という観点から見た「少数者への配慮」の必要性である。「革命的变化」を求めるJ・キルによれば、進歩的（と自称する正当）な人々が議会の過半数を占めれば、「過半数の独裁」と非難されようが、一向に構わず「数の論理」に基づいていか

なる法案を可決しても良い、と主張されていると思う。しかし、多数決というのは、「少数派に属する者が、他人の意志に従うことを強要され、(精神的に) 奴隷となりうる」という、限界を持っている。万一、「各人の私的利益たる特殊利益 (volontés particulières: particular wills) の総和に過ぎない」(J・J・ルソー的)な全体意志 (volonté de tous: the will of all) がすべてを決定しうる状況に至ったならば、それこそ弱肉強食を基盤とする偏狭な世界が生まれかねない。むしろ、公共善 (公共の福祉) は各人が社会全体の立場に立つて (少数者への社会的配慮をも加味して) 考えた末に、多数者の賛同を得て、コンセンサスが形成される時に生まれる「一般意志 (volonté générale: the general will)」による場合にこそ実現される可能性は高い。元共産主義者J・キルの単純明快な大女公マリー・アールハイドに対する批判にはこのように少数者への配慮が欠けている虞がある。したがって「君主は、特定の政党や宗派の上に超越して存在すべきであり」、この場合、多数派が信任した投票結果を公平無私な立場に立つて「認証」すべきであったとする、J・キルの一見したところで至極当然な主張にも、一定の限界と錯誤の可能性が認められるのである。

この「進歩的な学校制度法」が、多数者のエゴイズムによるものであったのか、それとも、正当な国論を代表するものであったのかは議論の余地が余りに大きく、即断し難い。しかし、本来政治的に中立的な地位にあるべき君主が、カトリック司教や「カトリック偏重主義 (教権主義) 的な助言者」の進言に基づいて、紛争の一方の当事者に墮してしまっただけのことだけは、客観的に認定しうる事実であった。J・キルの言葉によれば、「マリー・アールハイド大女公は自らに特定の党派と、世界観と、カトリック的偏重主義 (教権主義) との大女公であるというレッテルを付する行為に出た」のであった。またその後「マリー・アールハイド大女公は、政府が提案した様々

な重要な要職者の任命を認証することも拒否する」に至った。その理由は「カトリックの司祭が反対した」という一事によつていたと、J・キルは批判している。「とりわけ国家の統一が緊急の必要事である戦争の最中にこのような任命拒否が行われたことは」残念であつた。かかる王権と左派勢力との緊張状態がその頂点に達したのは、かような紛争の中で常に仲介者として尽力してきた、首相P・エイシェンが逝去した後のことであつた。<sup>(22)</sup>

(五)

ベン・ファロット (Ben Fayot) は、『ルクセンブルクにおける社会主義…その起源から一九四〇年まで』と題する著書の中で、割合価値中立的な立場からP・エイシェンの逝去以降の事の進展を以下のように記している。「一九一五年一〇月二日に逝去したP・エイシェン首相が率いる政府は、同年一月五日に総辞職して、同日にH・ルーツシュが率いる政府が国民と議会の前に成立した。この新内閣は議院における多数派の信任に依拠しない(左派は五三議席中二三議席を掌握していた。)で、大女公マリー・アールハイドが任命した、右翼党の信任のみに基づく単一政党内閣であつたので、組閣当初より、議会の自由主義的な多数派によつて激しい批判にさらされることとなつた。この無謀な企ては事実極めて危険な企てであり、それまで問題とはなりえなかつた議院内閣制という制度を危殆ならしめた。H・ルーツシュ内閣は多数派の信任を受けていなかつたので、大女公マリー・アールハイドは躊躇せず議会を解散し、<sup>(23)</sup>一九一五年一月二三日に総選挙を公示した。この議会解散は後に大女公マリー・アールハイドの信任問題における主たる批判の一因となつた。つまり、戦争の最中に、政治的配慮が必要とされる

困難な状況の下で、政争を議会との間で展開したことが非難されたのである。総選挙の後の一九二六年一月一日にH・ルーッシュ政権は不信任を受け、一月二二日にようやく総辞職した。引き続き二月二四日にV・トルン(Victor Thorn)が率いる連立政権が成立した。こうしてようやく戦争の刃が鞘に収められるかもしれないと期待しうる、より良い平静な状況が国内政治において認められるようになったのである。新政権はV・トルンとL・ムートリール(Léon Moutier)という二名の自由党員の閣僚と、A・ラフォル(Antoine Lefort)とL・カウフマン(Leon Kauffmann)という二名の右翼党員の閣僚と、社会民主党員である閣僚M・ヴェルター(Michel Welter)が加わっている(る挙国一致内閣であつた<sup>24</sup>)。すなわちこの内閣は、自由主義・社会主義・無所属・カトリック糾合内閣であつたのである。<sup>25</sup>

一九一六年二月二二日に、農業資源の供給不足の故に農業総司令官(食料大臣)M・ヴェルターに対する不信任投票が四一对二で可決されると、翌一九一七年一月四日にE・レクレール(Ernst Leclère)によつてM・ヴェルターは更迭された。四月二四日V・トルン内閣総辞職。この辞職の前提には三月六日に右翼党が無所属と国民党を加えて過半数を制したという、与野党の逆転があつた。またこの四月二四日の政変の直接の背景には、ロシアで誕生した新しい社会主義的な要素も含んだ政権に対する友好声明が同日、四月二四日に二六対二〇で否決されたことがあつた。欧州の小国ルクセンブルクでも、共産主義一〇月革命への序説となる二月革命の影響がこのように見られるのである。六月一八日・一九日にL・カウフマンが率いる新政権が右翼党(閣僚数三名)と自由党(同二名)の二会派で成立した。このL・カウフマン政権は一九一八年九月五日まで存続することになる。このようにV・トルン政権は不信任の後に戦時下での政争を抜げる総選挙を行わずに総辞職してL・カウフマン政権にその座を譲つ

たのである。<sup>(26)</sup>

一九一四年八月に既にドイツの占領下にルクセンブルクが置かれていたことを考えると、第二次世界大戦時のナチス・ドイツの全体主義的支配とは異なつて、第一次世界大戦時にはドイツ占領下でも一定の自由が認められていたことがわかる。特に、V・トルン政権の閣僚に一時的ではあれ、社会民主党員M・ウェルターが加わつていたことなどは、その自由の証拠となるであろう。一九一八年一月一日ドイツは休戦（敗戦）に合意して、第一次世界大戦は終結を迎えた。ドイツ敗戦に先立つて、一九一八年七月二八日と八月四日にルクセンブルクで行われた新憲法制定のための憲法制定会議選挙で、社会民主党（後のLSAP）は改選前の（全五三議席中）五議席から（全五三議席中）二二議席へと躍進した。<sup>(27)</sup>この選挙結果も、大女公マリー・リッアーデルハイド退位の背景の一つであった。

(六)

一九一八年一月の戦争終結と共に、ルクセンブルク社会を構成する諸団体、諸集団や政党間で、これまで一時的に休止状態にあった様々な主義・主張の対立の機軸が表面化した。その対立点は以下のようなスローガンの対比に代表されるものであった。

王制 対 共和制

資本主義 対 社会主義・ボルシェビズム

独立論 対 従属・併合論

ベルギー 対 フランス

生産者 対 消費者

カトリック教権主義 対 反教権主義

しかし、これらの対立を単純に二極分化したものであるとみなすのは誤りである。すなわち、例えば王制に賛成する者はまた教権主義支持者でもあるという烙印を押したり、共和制支持者は反教権主義で、親フランスかつ社会主義的であると悪い評判を立てることは、誤っているとB・ファヨットは記している。こういった対立が二つの明白な方向に二極分化していなかった理由は、例えば同一の政党内部であっても親王制派と親共和制派が混在して、全く別々の考えが共存していたからであった。<sup>(28)</sup> 例をあげると、右翼党内部ではおおむね王制、独立、教権主義にくみしてはいたが、中には資本主義批判を行う者もあり、親ベルギーか親フランスかでも混沌としていたし、生産者優先か消費者優先かでは個々の黨員を判別し数え上げることさえ困難であった。自由主義者内部でも、明白に共和制に賛同していると言ひ難かった。すなわち自由主義者の一部にはナッサウ家以外の王制を支持する者や、別の一部には共和制支持者もいた。資本主義を表明する自由主義政党の党是についてもA・カイゼル (Aloys Kaiser) のような自由民主主義者にとっては、少なくとも問題性をはらんでいた。自由主義者が独立を志向する度合いも、民主的なフランスとの一体性という相反する観点を考えると、疑問視できたのである。一方、社会民主党では広範にわたって共和制への同調者がみられ、L・フーゼ (Luc Housse) やE・マルク (Emil Mark) のように資本主義を必ずしも拒否しない者も党内にはいたけれども、大勢は反資本主義者で、親消費者、反教権主義的、かつE・マルクはフランスへの併合を広い意味で支持してはいたが、社会民主党内の大勢は独立を志向していた。経済同盟のパ

ートナーとしてベルギーかフランスかという態度の決定は、社会民主党内では不明瞭であつた。結論として、右翼党と自由民主主義政党という他の主要政党と比べて、一見したところでは最も支離滅裂した状態とまではいかないにしても、ルクセンブルク社会民主党内には多くの対立点が存在していたのである。<sup>(29)</sup> これらの対立点は時の変遷につれて、以下のような妥協によつて橋渡しされるに至つた。第一に王制か共和制かの対立は、大女公マリー・アールハイドが一九一九年一月一〇日に退位をせざるをえなくなり、王制は是正されたが、王制（大公制）そのものは一月一五日に即位したシャルロット新大女公の下、継続されることとなつた。第二に資本主義か社会主義かという対立点では、いわゆる「国際的資本主義」はドイツ製品の販路については労働者のコントロールに反して自己の權益を貫徹することとなつたが、他方で、一九一九年四月二六日と一九二〇年七月二六日に認められた労働者委員会（ないし労働者代表評議会<sup>(30)</sup>・企業内経営参加機構）、および一九一八年一月一四日に認められた一日八時間労働制は、社会主義の側の成果であつた。第三に独立か併合かについての妥協は、「ベルギーへの経済的依存關係の樹立」と「政治的独立の維持」という政経分離の原則に基づく二本立ての決着によつて計られた。生産者優先か消費者優先かという対立と教権主義と反教権主義の対立については、必ずしも目に見える妥協は存在しえないのではないかと、B・ファヨットはみなしている。<sup>(31)</sup> このように、第一に対立点が不明確で、決して国論は二極分解していたわけではないことと、第二に、対立する価値観の間で妥協が計られたことの二者を認める点で、B・ファヨットの分析は、元共産主義者J・キルの「単純明快すぎるという点で誤っている虞が認められる史観」とは異なつていた。

(七)

一九一八年三月八日にL・カウフマン内閣は辞職した後、憲法制定会議選挙を経て九月五日まで職務遂行を続けたが、九月二八日にE・ロイター (Emilie Reuter) 新政権が発足した。<sup>(32)</sup> この政権の五名の閣僚のうちの一人であったN・ウェルター (Nikolaus (Nicolas) Welter) は、社会民主党から選出されて閣僚になった。それにもかかわらず、社会民主党の方針を離れて、社会民主党の元来の腹心たちの意に反する覚え書きを発表した。その中でN・ウェルターは、大女公マリー・アールハイドが新大女公シャルロッテに大公位を譲位することによって大公制の危機を救うことを進言した。大公家はこれを受け入れ、その結果として大公制は存続することとなった。したがっ

図表1：1905-1914年のルクセンブルク議会における議席数の変遷

	1905年選挙 (21議席改選)	1908年選挙 (29議席改選)	1908-11年 の議席数	1911年選挙 (21議席改選)	1911-14年 の議席数	1914年選挙 (30議席改選)	1914年から の議席数
カトリックの会派	7	8	15	10	18	8	18
リベラルな会派	6	15	21	8	23	17	25
民主的会派	2	4	6	1	5	5	6
無所属	6	2	8	2	4	0	2
計			50		50		51

本図表1は、Ben Fayot, *Sozialismus in Luxemburg: Von den Anfängen bis 1940*, hrsg.v. CRES Luxemburg, 1979, S. 106. による。

図表 2 : 1918年7月28日と8月4日のルクセンブルク憲法制定会議選挙前後での、ルクセンブルク議会における議席数の変化

	1918年以前	1918年選挙後
右翼党	24	23
自由民主党	21	10
社会党	5	12
国民党	3	5
無所属	0	3
計	53	53

本図表 2 は、Ben Fayot, a.a.O. (Skizze Nr. 1), S. 194. による。

図表 3 : 1919年10月26日のルクセンブルク総選挙の結果

	得票数 (得票率%)	議席数 (議席率%)
右翼党	55,237 (52.8)	27 (56.3)
社会民主党	16,294 (15.6)	8 (16.7)
自由連盟	14,907 (14.2)	7 (14.6)
独立国民党 (右翼党右派の分派)	7,971 (7.6)	3 (6.3)
人民独立党	4,053 (3.9)	2 (4.2)
東部独立者党	3,151 (3.0)	1 (2.1)
その他	3,023 (2.9)	0 (0.0)
計	104,636	48

(有効票83.0%)

本図表 3 は、T. T. Mackie & R. Rose, *The International Almanac of Electoral History*, 3rd. ed., Congressional Quarterly Inc., 1991, pp. 300-305. に基づいて作成した。

(なお、図表 2 と図表 3 では政党名に異同が認められるが、別々の文献によっているのでは、致し方ないと思う。また、当時のルクセンブルクにおいては、右翼党と社会党(社会民主党)を除くと、諸政党は総選挙ごとに党名を変えている。これは現在でもなおお仏で認められる現象である。(西平重喜「比例代表制」(中公新書・1981年)75-78頁。) 図表 3 で、自由連盟と東部独立者党はリベラル派、独立国民党と人民独立党は右派である。(Fayot a.a. O. (Skizze Nr. 1), S. 463.))

て社会民主党所属の閣僚N・ウェルターは大公制を救う妥協造りに貢献することによってこの国の歴史に「王制の救済者 (Retter der Dynastie)」として名を遺すこととなったのである。<sup>(33)</sup>

一九一八年一月一日のドイツ敗戦の直後の一月一三日に、ルクセンブルク社会民主党議員団一九名(不完全だが、一九一九年当時に至るルクセンブルク議会の議席数の変遷を示す図表113を付する。なおこの図表2では、一九一八年当時の社会民主党議員団数は12名となっており、19名とは相違しているが筆者としてはどちらが正しいか判明できなかった。)は王制の廃止を意図していた。一月一三日の国会の秘密会における様子を記した以下の記述は、本当に王制がこの時点では風前の灯火であったことを示している。「一九一八年の一月のこの日に、ルクセンブルク社会民主党指導部は、ドイツに由来する王家(大公家)の断絶を行うべしという確信を持っており、『労働者・農民協議会』の結成によって、農民が不参加の場合であっても、終極の第一歩が始まると理解していた。ルクセンブルク社会民主党のN・ウェルター大臣は政府筋の情報として『厳然と勇み立つて、強く主張すべし。右翼は傾いており、倒れるばかりである。政府首脳の大半は大女公マリー・アデルハイドの命運は尽きたという感触をもっている。事態は緊迫している。時が急迫しているからだ』と伝えた。我々社会民主党議員団はこの伝令に耳を傾けた。(中略)そして我々は伝令が伝えたN・ウェルターの助言に従って、強く不退転の決意をもって(大公制の廃止を)主張し、この日の秘密会で右翼党に対して厳然として脅威を与えるほどに意見を応酬させたのであった。<sup>(34)</sup>このような一月二三日の時点でのN・ウェルターの立場が究極的に変更したのは、その後の展開が彼の想定していた以上に著しく過激なものであったからであると、筆者は判断している。以下、その後の経緯を探ってきたい。

既に一九一五年二月二三日に大女公マリー・IIアーデルハイドが企図した総選挙の後に、未だに退陣しないH・ルーツシュ少数与党政権の即時辞職を求めて、一九一六年一月二日には（J・キルの見積もりによれば）二万人の人々が大公家の宮殿前に集まる示威運動——議会外野党としての行動——を展開したという記録が残っている。（なお、ルクセンブルク国内に在住するルクセンブルク人の人口（一九八九年度の数值）は二七万一千人程度であるから、二万人という概数は、人口と比較するならば相当に多数であると推定される。）但し、この時のデモの対象はあくまでもH・ルーツシュ政権自体であり、大女公マリー・IIアーデルハイド御自身ではなかった。<sup>(36)</sup>このデモは二月二四日にV・トルン連立政権が正式に誕生して収まったが、しかしJ・キルはこの時、大女公マリー・IIアーデルハイドがバルコニーに姿を現さなかったことを問題としている。こう述べた時に既に元共産主義者J・キルの頭の中には民主改革ではなく（ロシアで起きたのと同じような）革命<sup>(37)</sup>が起きるべしという先入観が占有していたのかもしれない。

話は元に戻るが一九一八年一月一三日以降に大公制の廃止を求めて、本格的な共和制論が登場した。一九一九年一月六日のルクセンブルク社会民主党大会では、「共和制を求める行動 (Action républicaine)」の動機が二五対七で採択された。割合中立的な立場をとるB・ファヨットでさえ、共和制を求める動向は、社会民主党内の重流ではなかったと認定している。しかし、多くの社会民主党員にとってこの「革命的なプロセス」の行方は、「市民的共和国 (bürgerliche Republik)」だけでは不十分で、「社会的共和国 (république sociale)」であった。こうして社会民主党の党首脳部は「共和制への『革命』」という政治的スローガンの幼稚性を認めつつも、共和制への「革命」を目指した歩みを（不本意ながら）進めることになったと言う。<sup>(37)</sup>J・キルが記述している「一種の暫定政府である

救国人民委員会 (Comité de Salut Public) 「直訳すれば、(仏革命期の) 公安委員会だが、救国人民委員会の方が意味の上ではより適訳である」が共和制を宣言するために左派国会議員、労働者、兵士代表によって一九一九年一月九日に結成された<sup>(38)</sup>という激昂した記述の信憑性は定かではない。しかし、一九一八年一月一〇日と二一日にR・シュトル (René Stoll) ら数名の学生が設立した「社会主義研究会」は、この国民運動とは直接の関わりは持っていないが、一連の社会主義的提言を行い、翌月には社会民主党議員団の支持を取りつけることに成功した。この提言には、(1) 一日八時間労働制、(2) (女子を含む) 普通選挙権 (一九一九年一〇月二六日の総選挙で実現)、(3) 鉄道の有国化などが含まれており、ルクセンブルクの政体を「人民共和国 (Luxemburger Volksrepublik)」と規定していた。「人民政府は労働者・農民の協議会から構成される<sup>(39)</sup>」とこの提言の第二条が記しているように、明らかに(ソ連に類似した) 政治体制を追求してしていた。私見によれば、このような左派の過激な急進性を嫌って、政権担当者である社会民主党所属のN・ヴェルター大臣は、大公制を存続させるために、大女公マリー・II アーデルハイドに妹シャルロッテへの譲位を進言したのであらうと思う。

一九一九年一月一五日に新たに即位した大女公シャルロッテは、宣誓式の直後の一月一八日に以下のような宣言を布告して、国民の信頼回復に努めたのである。この宣言はルクセンブルクを国際政治上、左派勢力が要求したマルクス主義革命を阻止して(旧ソ連とは別の体制に属するという意味で) 西側の国家とする「大きな転換点」となると共に、国内政治の上では「国民主権」を擁護した点で重い意味を持っている。

最高権力の行使にあたって我が国の憲法と法律が私にとつて規範となるべきである。国民の信任に基づいた政府が私を嚮導し助言する。憲法制定会議で着手されている我が国の基本法の民主的改革に私は完全に同意す

図表 4-①

1919年9月28日のルクセンブルクにおける国民投票の結果

登録された選挙人(有権者)数	125,775(100%)
投票者数	90,984(72.3%)
棄権者数	34,791(27.7%)

(当時は現在と違って投票は義務ではなかった。なお投票が義務とされた第二次世界大戦後のルクセンブルクでは、投票率は90.7%(1945-1984年の統計)に上る。Cf. Dieter Nohlen, *Wahlrecht und Parteiensystem*, Leske+Budrich, 1986, S.234.)

図表 4-②

政治制度に関するレファレンダムの結果

シャルロッテ大女公を支持する票 <sub>1</sub>	66,811(73.4%)
共和制を支持する票	16,885(18.6%)
別の大女公を支持する票 <sub>2</sub>	1,286(1.4%)
別の王家を支持する票 <sub>3</sub>	889(1.0%)
白票ないし無効票	5,113(5.6%)

(なお、大公制を支持する票(1+2+3)は、合計で68,986票(75.8%)であるが、白票と無効票を除いて考えると80.3%となる。本文の冒頭でP.ハイン氏とP.イーヴ氏が、「80%以上の人々が大公制を支持した」と言ったのは、かような意味においてのことである。)

図表 4-③

経済同盟に関するレファレンダムの結果

仏との経済同盟を支持する票	60,133(66.1%)
ベルギーとの経済同盟を支持する票	22,242(24.4%)
白票ないし無効票	8,609(9.5%)

(なお、この経済に関するレファレンダムの結果にもかかわらず、私はルクセンブルクとの経済同盟締結を拒否したため、ベルギーとの経済同盟が締結されることとなった。)

図表 4-④

共和制支持者が例外的に大公制支持者を上回った2つの県の結果

エッシュュ=アルツェッテ県	共和制支持票	2,108(56.9%)
	大公制支持票	1,600(43.1%)
リュームリンゲン県	共和制支持票	517(52.4%)
	大公制支持票	470(47.6%)

図表4-⑤ 左翼の地盤であるにもかかわらず大公制支持者が大幅に共和制支持者を上回った県の結果

デュテリンゲン県	共和制支持票	533(20.9%)
	大公制支持票	2,021(79.1%)

本図表4-①-⑤は、Jean Kill, *1000 jähriges Luxemburg: Woher? Wohin?: Ein Beitrag zum Bessern Verständnis der Geschichte des Luxemburger Landes*, C.O.P.E., 1963, S.182-183. によって作成した。

(なお、図表4-⑤のように、右派に属する政党が共同で行った政治的宣伝の結果として、大公制支持が顕著に増大したということは、逆言すれば、この国民投票自体が政治的に中立的な国民の冷静かつ平穏な判断を仰いだわけではなかったことを示している。つまり、この国民投票自体が政争の渦中にあり、「宣伝」によって右にも左にも動く、一種の「熱狂」の中で行われたという「欠陥」をも兼ね備えていたのである。)

るであらう。<sup>(40)</sup>

(八)

一九一九年一月二八日に前大公マリイール・アーデルハイドは祖国ルクセンブルクを離れた。マリイール・アーデルハイドは一九二四年一月二四日に二九歳の若さで、ドイツのバイエルン州レーゲンスブルク市の北西約三五キロメートルに位置するホーエンブルグ (Hohenburg) 城で逝去した。<sup>(41)</sup>一九二二年に大女公位に即位し、一八歳で親政を始め、<sup>(42)</sup>一九一九年に二五歳で退位したマリイール・アーデルハイドは、政争に巻き込まれるには余りに若年すぎて、その生涯を振り返ると心に痛むものがある。やはり本来ならば、賢明な補弼者に恵まれるか、またはもう少し熟年の者が、一国の王位に就いた方が理想であったのではないかと思ふ。<sup>(43)</sup>

さて、一九一八年七月二八日の第一回投票、八月四日

の決選投票によって選出された憲法制定会議は一九一九年五月一五日の憲法改正によって、婦人参政権も含む普通選挙権を導入し、同時に小選挙区二回投票制から比例代表制へと選挙制度を改革した。また、この時の改正により憲法第三二条は「主権は国民に存する<sup>(44)</sup>」と明記するところとなった。五月一五日の憲法改正によりルクセンブルクは名実共に立憲君主国となったのである。

一九一九年九月二八日に実施されたレファレンダム(国民投票)の結果(図表4-①②③を参照)は、七二・三%の投票率であった。(当時は未だに投票は義務ではなかったことを考えると)普通の投票率であったと言えよう。シャルロッテ新大女公への信任六六、八一一票、別の大女公への信任一、二八六票、別の王家への支持八八九票、共和制への支持一六、八八五票、白票・無効票五、一一三票であった。シャルロッテ新大女公個人への信任率七七・八%、大公制・王制への信任率の合計八〇・三%、共和制支持率一九・七%<sup>(45)</sup>であった。エッシュ・アルツエツテ(Esch-Alzette)県では共和制支持率五六・九%、リューメリンゲン(Rumelingen)県では共和制支持率五二・四%であったが、反対に本来左翼陣営が強いデュテリンゲン(Dudelingen)県では、大公制(王制)支持率が七九・一%であった。<sup>(47)</sup>デュテリンゲン県では右翼党と(右翼党右派の分派政党である)国民党が共同歩調を取って、「反社会主義」の宣伝を行ったことが(保守政党にとって)効を奏したという。

## 小 結

王室は国家の顔、国民統合の象徴であり、国の伝統を担う無形の文化であり財産である。それだけに、国民に近

く、国民と共にある王室でなければならぬ。大女公マリー・アールハイドの「悲劇」は、単に彼女が誤つていと強く非難すれば済むものではない。元共産主義者J・キルの一見して正しいが一面的な「非難」の錯誤の可能性はこの点にある。むしろ建設的に考えるならば、第一に、政争に君主が巻き込まれないように、良き補弼者が助言することはもとより、第二に、「少数反対意見たる相手の立場を考えずに、自己の主張ばかりを平気で行う」独裁的偏見を持つ者が、急進的改革を試行して伝統的価値を暴発的に破壊することのないように、国民一人一人が注意を怠らないようにすることが肝心であると思う。

他方、J・キルのめざした自称の「革命的状況」という——一つの議会外野党の勢力が行った——急進的改革の主張は、大女公マリー・アールハイドの天寿を短くしたかもしれない虞はあるにせよ、国民（議会）主権の確立へのプロセスで、一定の役目を果たしたことは否定できない。この点でそれは限定的に評価できる。しかし「血を流した革命は、しばしば恐怖政治へと変貌するが、血を流さない改革は恒久的な平和の礎となる」。大女公マリー・アールハイドは、御自身の退位によって、ルクセンブルク国内のより大きな混乱を回避し、大公家を救った。今日の大公家がルクセンブルク国民の信任を篤く受けているのは、ひとえに「悲劇の大女公マリー・アールハイドの賢明な御退位によるものであった」と思う。歴史を考える時、もっぱら誰か特定の人物を悪者とすることによって、自己の立場を勝手に正当化してはならないのではなからうか。むしろ我々一人一人に錯誤の可能性があり、そういった星の下に生まれたならば、同じように王道を誤って国民に非難されたかもしれないことを念頭にして、「人間の弱さを慮ることが大切ではないか」と判断している。そういう人間性への配慮がある歴史観に立った上で、国民主権を擁護すべきであるのではないか。したがって、J・キルの「批判精神」<sup>(48)</sup>は、かような意味で「人間性に富み」、

「相手の立場を配慮した」批判精神へと是正されるべきであろう。そうしないと恐怖政治を正当化する論拠となる虞がない訳ではないと思う。

なお、日本においても天皇制か共和制かを問う国民投票が、自由で民主的な法秩序の下における、平和的な憲法改正手続きによって行われよう、という見解<sup>(49)</sup>について、いかなる憲法の条項も改正の対象外ではないという意味<sup>(50)</sup>において、制度的には可能であろうと思う。しかし、現状の下でかような改憲論議——少なくとも見解を異にする者相互の多元性を認める、民主的な複数の政党間でのこの問題をめぐっての改憲議論——はおそらく皆無である。なぜならば、かような憲法改正案の提起は、将来<sup>(51)</sup>、何らかの契機に触発されて実施されるかもしれない、という程度の可能性を持っているに過ぎないからである。つまり、現状の下でそれは非現実的な構想と言えるのである。

#### おわりに——比較政治機構論的考察——

直接的公選によって選出されるという意味で、最も民主的な国家元首であるアメリカ合衆国大統領でさえも「一定の不可侵特権<sup>(52)</sup>」を持っている<sup>(53)</sup>。例えば、免職される要件としては第一に、「叛逆罪、収賄罪またはその他の重罪および軽罪につき弾劾され」かつ第二に、「有罪の判決を受けた場合<sup>(54)</sup>」のみである。換言すれば、政治的に中立な司法的制度によって、その罪過が認定されない限り、いかに大統領支持率が下がったとしても「免職されることはない」のである。もちろん、民主的選挙で選出された合衆国大統領と、世襲制の立憲君主では、その民主的正当性の根拠という点で、自ずから相違がある。しかし問題は、本来、政治的に中立であるべき国家元首を、言わば「人気投票」

的な色彩をも兼ね備えた国民投票 (Volksreferendum) で決定することの是非である。

形式的な儀式を行うことのみを主たる役目とする、民主的法治国家における「儀礼的国家元首」である場合に、その責任は、例えば法案の認証 (審査) の際には、副署 (連署) した者 (首相、担当の國務大臣) が負うこと(55)になっている。すなわち補弼者に法的責任があり、儀式を行う国家元首には法的責任は認められない。なおこれは、いわゆる国法上の国家元首の無答責規定(56)に基づいている。

してみると、本稿が扱ったルクセンブルク大公家の存立にかかわる国民投票は、「極めて政治的な色彩を持ったものであった。「政治的な意味での責任(57)」がそこでは問われたのである。万一、前大女公マリー・リッアール・ハイドが御退位の時期を逸して、この国民投票にかけられて、大公家の君臨が終息していた——と仮定する——ならば、——本文では「革命」ではなく、「民主改革」が遂行されたという史観に立って分析しており、その点を勸案すると、この想定自体一つの矛盾とも言いうるが——「合法的な手続きによって行われた、実質的な革命(58)」を意味することになった虞がない訳ではない。

以上のような著しい「政治的性格」の稀釈化を計り、政治的により中立的な立場から解釈するためには、歳月を経ることによって、イデオロギーが鎮静するのを待つ必要があるであろう。性急に、または、軽率にも「鼎の軽重を問う(59)」ことの明白な錯誤の可能性もここに由来するのである。

なお、第二次世界大戦時には、シャルロット大女公は、ロンドンを経て、カナダのモントリオールに逃れて亡命政権に参与して、以後四年間にわたって祖国解放のための闘争を指揮したのである。(60) このように、第一次世界大戦時のルクセンブルク大公家の「負の教訓」は、後日、再びドイツ軍が侵略してきた際に、生かされたのである。

さて、第一次世界大戦の時点では、政策決定者の頭の中では、「戦争＝犯罪行為」という直接的関連性はなく、未だに「正しい戦争」と戦争の名に値しないような「不正な戦争」に区別しうる段階にあった。つまり、大量殺戮や無差別攻撃<sup>(62)</sup>は戦争遂行の手段として用いられなかった。だから、第一次世界大戦当時には、「権力(Macht)の行使」と「暴力(Gewalt)に訴えること」は区別されていた。それに対して、第二次世界大戦時には、戦争は概ね「悪しき暴力の所産」と考えられ、やむを得ない場合には、戦争を「権力行使の手段」として不本意ながら認める可能性もあつた、かつての戦争についての慣行は消滅した。<sup>(63)</sup>この点を考慮・勘案するならば、第一次世界大戦時にマリール・アーテルハイド大女公が、戦争の一方の当事者であるドイツ側にくみしたという責任にも、情状酌量する余地が認められて然るべきであろう。

先に、ルクセンブルクにおける、くだんの国民投票が「合法的手続き」によって行われた、「実質的な革命」を惹起する可能性があつたと言及した。だが、この国民投票は①憲法改正という正規の手続きに則つた国民投票であつたのか、あるいは、②超法規的(超憲法的)な(憲法制定のための)手続きに則つた国民投票であつたのか、という比較政治制度論上の疑義が残っている。通常、憲法改正案を議会が可決し、大公が裁可すると、それから三箇月以内に解散・総選挙が行われることによって、信を問うことが、ルクセンブルクの(一八六八年一〇月一七日に制定され、一九一九年五月一五日など十回にわたつて改正された)現行憲法の改正手続き(the revision procedure)法上、定められている<sup>(64)</sup>。なお、この手続き法は憲法規定ではない。してみると、くだんの国民投票は、①憲法改正手続きに則つた国民投票ではないと、推察される。つまり、それは例えば、ルクセンブルク現行憲法の第一章「領土と大公」、第二章第一節「大公の大権」、第五章「大公の政府」などの諸規定の改正(ないし制定)を、正規の手続

きに則つて議会在が提起して、議会の解散・総選挙を行ったものではないからである。とはいえ、完全に、②(憲法制定・手続きの一環としての)超法規的(超憲法的)な手続きに則つた国民投票であつたと断定できる程、資料を入手していない。おそらく一回限り有効な手続き法に則つた合法的な国民投票であつたと推察できるが、この点、すなわち、憲法改正(ないし憲法制定)規定との兼ね合いについては、今後の研究課題として引き続き検討したいと思う。

注

(1) 第二次世界大戦後のイタリアでも、「共和制」か「王制」かを問う国民投票が一九四六年六月二日に行われたが、王制支持四五・七%、共和制支持五四・三%で、「共和制」が確定した。またベルギー国王はヒトラーとの接触の由に「君臨不能」に陥り、戦後の国民投票によって五七・七%の賛成で「君臨不能の終結」が認められたが、三週間後に皇太子に譲位して個人的責任を取つた。(西平重喜『比例代表制』(中公新書・一九八一年)一二七—一二八頁)

(2) 栗原福也『ベネルクス現代史』(山川出版社・一九八二年)三〇—三〇二頁。

(3) ドイツにおける、ロシア赤色革命の余波は、直ちに治まったわけではない。つまり、ドイツ共産党(KPD)が、一九一九年から一九二三年の間に、複数の革命的手段によって、政権を掌握しようと試みていたことから考えても、ロシア革命後の「共産主義の嵐」は、ドイツにおいて、その後五年以上にわたつて続いたこととなる。(Cf. William E. Paterson/Douglas Webber, "The Federal Republic of Germany: The Re-emergent Opposition?", ed. by Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, St. Martin's Press, 1987, p.140.)

(4) つまり、このルクセンブルクにおける国民投票は、ロシアにおける赤色革命以来、欧州に吹き荒れた「共産主義の嵐」の中で生じたものであつた。この点を勘案すると、昨今の東欧市民革命(自由かつ民主的で平和的な革命)のように、欧州の政情を動かすファクターとして、東の大国ロシア(ソ連)の動向は見逃せないものがある。丁度、極東の大国、中国の政情に対して中央アジアの匈奴が、紀元前二世紀前後に、絶大なる影響力を持っていたように、ロシア(ソ連)と欧州の間の経路は無視できない。一九一七年以降と一九九〇年前後——この二回以外にもロシア(ソ連)の政情が、欧州大陸の諸国家にインパクトを与えた事例

がなにかを研究する」とは、世界史研究者の課題の二つとせざるであらう。

(5) Jean Kill, *1000 jähriges Luxemburg: Woher? - Woin? - COPE*, 1963, S. 172. 以下、本稿は大幅に「J・キルの文献に負っている。余りに引用箇所が多いため、全てに注を付けていない。すべてp.172-183のいずれかの箇所であることをあらかじめお断りして、筆者の無精をおわびする。

(6) Paul Klein, "64 Jahre Luxemburger Freiwilligen-Kompanie 1881-1944", *Hemrecht: Zeitschrift für Luxemburger Gesch.*, 1982, Heft 2, S. 191-240 (205).

(7) 経済同盟をめぐる国民投票においては、六〇・一三三票が仏との経済同盟を支持し、ベルギーとの経済同盟を支持した二二二・一四二票をはるかに上回っていた。しかし、私はルクセンブルクとの経済同盟を嫌って拒否したので、ベルギーと経済同盟に入る外交交渉に着手して、一九二二年七月二十五日にベルギー・ルクセンブルク経済同盟 (UEBL: belgisch-luxemburgische Wirtschaftsunion) が成立し、一九三三年三月に発効したのであった。(Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg*, Dr. N. Brockmeyer, 1986, S. 39. Kill, a.a.O. (Anm. 5), S. 183.) なお、この二国にオランダを加えたネーデルクス関税同盟は第二次世界大戦後の一九四四年九月四日に成立し、一九四八年一月一日に発効している。(栗原、注(2)前掲書、年表の頁一九一―二二頁。)

(8) 霜田美樹雄『三訂増補・政治分析』(成分堂・一九八七年)一七一一―一八六頁。

(9) Schroen, a.a.O. (Anm. 7), S. 39-40.

(10) Karl Dietrich Bracher, *Propyläen: Geschichte Europas*, Bd. 6: Die Krise Europas: 1917-1975, Propyläen Verl., 3. Aufl., 1980, S. 436.

(11) なお共産党シムパの主張は、共和国への国体の変更と、鉄道、重工業などの国有化であった。(Kill, a.a.O. (Anm. 5), S. 173.)

(12) 栗原、注(2)前掲書、三〇一―三〇二頁。

(13) Ed. by F. Michelißen \ S.S. Taylor, *Who's Who in Belgium and Grand Duchy of Luxembourg*, Intercontinental Book & Publishing Co., 2nd ed., 1962, S. XXIII.

(14) Kill, a.a.O. (Anm. 5), S. 173-175.

(15) Gisbert H. Flanz, *Belgium*, Blaustein \ Flanz, *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana, 1989, p. 4. 宮沢俊義編『世界憲法集第四版』(岩波書店・一九八三年)七四頁。

- (16) Kill, a.a.O. (Anm. 5), S. 176.
- (17) Schroen, a.a.O. (Anm. 7), S. 20.
- (18) Dieter Nohlen, *Wahlrecht und Parteiensystem*, Leske + Budrich, 1986, S. 31.
- (19) 第二次大戦後の今日でも「マルクス主義と一定の結びつきを求め、解放の神学」の一部が行っているマルクス主義的主張——とりわけ組織的暴力による解放——を「ローマ教皇庁は否定している。」(大学教育社編『現代政治学事典』(ブレーン出版・一九九一年) 一一二頁(恒川恵市)。柴田敏夫編『政治と宗教のあいだ』(有斐閣・一九八六年) 一〇八頁(後藤政子)。
- (20) Schroen, a.a.O. (Anm. 7), S. 38-39.
- (21) Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social*, Aubier: Editions Montaigne, 1943, p. 145. J.J. Rousseau, *Du Contrat Social ou Principes du Droit Politique*, Paris: Ernest Flammarion, Éditeur, sans date, p. 31. Jean Jacques Rousseau, translated by G.D.H. Cole, *The Social Contract & Discourses*, London: J.M. Dent & Sons Ltd./New York: E. P. Dutton & Co., n. d., p. 25. J.J. Rousseau, translated by Henry J. Tozer, *The Social Contract or Principles of Political Right*, London: George Allen & Unwin Ltd., 1920, p. 123. 平岡昇責任編集『ルソー：世界の名著36』(中央公論社・一九七八年) 一一五—一二三頁(『社会契約説』第二編第三章)。
- (22) Kill, a.a.O. (Anm. 5), S. 176.
- (23) 通常、戦争の期間中には議会の解散・総選挙は行われぬのが、比較政治機構論上の通例である。すなわち、ボン基本法第一一五b条第三項によれば、「防衛事態の継続中は、連邦議会の解散は行われてはならない」と規定されている。また、同条第一項第一文は、その代替措置として、「防衛事態中に満了する連邦議会または州の国民代表機関の選挙期(任期)は、防衛事態終了後六カ月をもって終る」と規定している。(清水望『西ドイツの政治機構』(成分堂・一九七七年) 六〇〇頁。)
- このような訳で、例えば英国で第二次世界大戦直後に実施された一九四五年七月五日の総選挙は、実に「九年と一七二日より行われた総選挙であったのである。」(David Butler, *British General Election since 1945*, Blackwell, 1989, p. 69, Table 6.1.)
- (24) Ben Fayot, *Sozialismus in Luxemburg: Von den Anfängen bis 1940*, hrsg. v. CRES Luxemburg, 1979, S. 149. 本邦「ヤン・フアヨットはLのAPの党総裁に在職している人物である。」(Ed. by Arther S. Banks, *Political Handbook of the World 1991*, CSA, p.407)したがって「割合中立的」であると言うのも、元共産主義者であるJ・キルと比べた場合のみ妥当な「学

問的にも「中立」であるとは限らなう。

- (25) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 151.
- (26) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 149, 152-155.
- (27) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 194.

ちなみに右翼党は、この選挙で二三議席(改選前二四議席)、自由民主主義政党は一〇議席(同二一議席)、国民党は五議席(同三議席)、無所属三議席(同〇議席)であった。

- (28) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 196.
- (29) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 196-197.
- (30) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 250.
- (31) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 197, Ann. 233.
- (32) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 154.
- (33) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 199, Ann. 235.
- (34) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 199.

- (35) ルクセンブルク大公国外務省・対外貿易省／ルクセンブルク大公国商業会議所編『ルクセンブルクへの企業進出ガイドブック』(一九八九年三月) 八五頁。

- (36) Kill, a.a.O. (Ann. 5), S. 176-177.
- (37) Fayot, ebd. (Ann. 24), S. 199-200.
- (38) Kill, a.a.O. (Ann. 5), S. 179.
- (39) Fayot, a.a.O. (Ann. 24), S. 201-202.
- (40) Kill, a.a.O. (Ann. 5), S. 181.
- (41) Kill, ebd. (Ann. 5), S. 182.
- (42) ルクセンブルク憲法によれば、満一八歳に達した時に、大公は「成年」とみなされる(第五条)。一八歳以下の時には「摂政」が置かれる(第六条)。(Malou Weirich, *The Grand Duchy of Luxembourg*, Blaustein/Flanz. op. cit. (note 15), 1985, p. 19.)

(43) 問題はこの大公の成年の要件が、年齢的に見て低すぎないかという比較政治制度論上の疑義である。このような懸念に対応して、例えばスウェーデン王国では、一九六四年から六五年にかけての憲法改正によって、国王の即位年齢を二一歳から二五歳に引き上げている。(清水望『北欧アモクラシーの政治機構』(成分堂・一九七四年)九三頁。)

(44) Weirich, op. cit. (note 42), p. 22.

(45) 今日ルクセンブルクでは投票は義務となっており、一九四五年から八四年に平均九〇・七%の投票率を記録している。(Zohlen, a.a.O. (Ann. 18), S. 234.)

(46) 「共和制への支持」一九・七%という数値は、比較政治制度論的にはかなり高いものである。

比較して検証するために述べると、スウェーデン王国において、一九六二年にグスターヴ六世が逝去した折に、「君主制を廃止しようとする動議」が、議会に提出された。この時、賛成二二票(約六%)、反対一五六票(約八一%)、棄権二六票(約一三%)で、この動議は否決されている。(清水、注(43)前掲書、一〇七、一一六頁。)通常の場合に、ある国家の君主制の存否を問うた時に、それを廃止せんと意図する者の比率が、微々たるものに過ぎないことを、この表決の結果は示している。

(47) Kill, a.a.O. (Ann. 5), S. 182-183.

ちなみにデュエリゲン県は筆者の友人P・ハイン氏の出身県である。したがって、本稿冒頭で指摘したハイン氏の大公制を強く支持する傾向は、必ずしも社会主義を支持するルクセンブルク人の平均的態度ではなく、一定限度割り引いて考える必要があるかもしれない。

(48) 西洋のキリスト教思想の一部の系譜の下での「批判精神」には「神の(来世における)審判に対して惻隱する者は神に背く者だ」(ダンテ著『神曲』「地獄篇」第二〇歌第二九三〇行)という考えがある。(信州無教会三三九号)(信州無教会社・一九九三年)一一頁。)元共產主義者J・キルの立場はこれに相当する。ある者に天罰が下ったと判断したならば、その者に同情してはならないという教えは、筆者のように儒教的価値観をも一定限度で受容している者にとっては、受け入れ難いものがある。第一、天罰だと人間が勝手に判断することの方に無理がないか、再考の余地がありそうである。

以上のように述べたからと言って、西欧キリスト教思想を批判する意図はない。聖書では「私は憐れみを好み、犠牲を好まない」という思想こそが中心にあるからである。(塚本虎二訳『福音書』(岩波クラシックス・一九八二年)九三、一〇三頁(マタイ福音書9・12、同12・7。))そして同時に「あわれみを行わなかった者に対しては、仮借のないさばきが下される」と記して

いる。(日本聖書協会訳『新約聖書』(一九五四年改訳)三六一頁(ヤコブの手紙2・13)。)すなわち、自己の理論の正当性を信じる余りに、他人に対する「測隠の情」なき者にはそれ相当の審判が下ると警告しているのである。

J・キルの「批判精神」と筆者の立場の差異は、むしろ西欧の文化と日本のそれとの間のカルチャー・ショックに由来するかもしれないと思う。

すなわち、西欧の論理によれば、自己の理論が正しいか否かに論争の成否がかかっている。したがって、一方的にでも自己の正当性を主張する。こういうひたむきさを潔しとする文化であるから、ヒトラー統治下では反ナチス抵抗者が多数処刑された。これに対して東洋の理論は、相手が自らの説を受け入れる姿勢を示している時にのみ、自説を展開する。相手が自らの話を聞くこととする余地に依存するので、真正面から反対意見を述べるのには余り適していない。したがって、旧日本帝国支配下では、いつのまにか不和雷同の翼賛体制への国論が統合されてしまったのである。

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい。」(夏目漱石『草枕』冒頭より)明治三十三年(一九〇〇年)九月に満三三歳でロンドンへ洋行し、明治三十六年(一九〇三年)一月に帰朝した夏目漱石は、明治三十九年(一九〇六年)九月にこの文章を発表している。洋の東西とは特別に関係がなく人間世界の住みにくさを示唆した彼を見てみると、前述したカルチャー・ショックは、単に意見を異にした人間同士の接触によって生じた軋轢に過ぎなかったのかもしれないと思う。

J・キルの「批判精神」が大切だと教えてくれたP・ハイン氏の言葉の意味をもっと探求したいと祈念している。(『漱石文学全集』(集英社・一九八二年)四一七、五九〇、六六五頁。小宮豊隆編『寺田寅彦随筆集第三卷』(岩波文庫・一九六三年)二八六―二八八頁参照。)

J・キルの論述の中で明らかに「異様」であると映る箇所としては、例えば、「秘密条約を廃棄した最初の権力は、新しく生まれたいソ連邦共和国であった。」(Kill, a.a.O. (Ann. 5), S.182.)というくだりである。ソ連のスターリンとナチス・ドイツのヒトラーが隣国ポーランドの分割を決めた「秘密条約」は、いったいJ・キルの頭の中では、どこへ雲隠れしたのか摩訶不思議である。このような左翼的論述を筆者は、あらゆる機会に拒否しようと試みていることは、本文をつぶさに眺めれば明白である。しかし、この論文の中で知らず知らずのうちに「洗脳」されているかも知れない。例えば、「ソ連における」一九一七年と(ドイツにおける)一九一八年の革命なくば、普通選挙権はルクセンブルクにおいて直ちに実現されなかった。労働者(Arbeiter)たち

は七〇年間もこの日を徒に待ち続けてきたのである (Erd) という文章は、思わず「納得」してしまいがちである。しかし、男女普通選挙権が確立した国々と年号は、ニュージーランド一八九三年、フィンランド一九〇六年、オーストラリア一九〇八年、ノルウェー一九一三年、アイスランド一九一五年と必ずしもロシア革命を契機としてゐるわけではないことにも注意したいと思う。(Nohlen, a.a.O. (Ann. 18), S.31.) J・キルの進歩思想は、このように必ずしも「事実」に適合してゐないのである。

(49) 杉原泰雄『憲法——立憲主義の創造のために——』(岩波書店・一九九〇年) 一五八頁。

(50) 筆者は、大西邦敏著『憲法と民主政治』(成分堂一九七〇年) 二八頁に言う「憲法改正無限界説」は、日本国憲法第一章「天皇」第一条の国民主権の表明にかかる規定についても、適用をまぬがれるものではないという意味において、比較憲法学的事実として本文のように考へてゐる。

(51) 私見によれば、「将来」といった場合の期間の幅は、「数十年後」という短いものではなく、「数百年後」という長いものを基準として考へてゐる。

「みだりに兵を用いるの非を述べた」司馬遷の『史記』(周本紀第四)の「穆王」の項には、「犬戎」征伐に失敗した後に、「周に服事する睦まじさを示さないものがあるようになった」と記されている。(吉田賢抗著『史記一(本紀)』(新釈漢文大系第38巻・明治書院・一九七三年) 一七七、一八一—一八二頁。) 先の大戦の結果として、「天皇制」に対して若干の疑義を持つ者が、日本国民の中にも生じたが、これも「陛下に服事する睦まじさを示さないものがあるようになった」以上でも、以下でもない判断している。つまり筆者は、天皇制を廃止せんと個人的に意図する者ではない。全く確たる根拠のない私見に過ぎないが、現行の天皇制は今後二百年位は続くであろうという極めて保守的な仮説の下で、本稿を記している。この二百年という数値は、江戸時代二六五年間と同じ位、日本国憲法に規定された「現行天皇制」が続くと想定していることを意味する。そして江戸時代は日本の歴史上、最も長く続いた幕府であったのである。

(52) ちなみに「人間の不可侵性」を示す、「人間の尊厳 (die Würde des Menschen, die Menschenwürde)」も、その「尊厳」という言葉の法律用語としての、最初の用いられたのは、「国家」元首としての地位 (Würde)「尊厳」と同一語句)であった。すなわち、新約聖書の時代(正確にはAD 33—60年ごろのパウロの時代)には、「尊厳なるもの (semitos (semitos))」と言へば、それはカイサル(皇帝)を意味した。(『愛真一八号』(キリスト教愛真高校維持会・一九九一年四月) 六頁(高橋三郎)。日本聖書協会一九五四年改訳『新訳聖書』三二二頁(ピリピ書第四章第八節に言う「尊ぶべきこと」)。

更に時代が下つて、一八四九年の流産に終わったフランクフルト憲法第三編「国元首」第一章では、第七〇条で「ドイツ皇帝の称号」を受けるとされた国元首について、第六八条においては、「国元首の元首としての地位 (die Würde des Reichsoberhauptes) は、ドイツを統治する諸侯の一人に委ねられる」と規定されていた。第六九条では続けて、「この元首としての地位は、それが委ねられる諸侯一家に世襲される。それは、国元首の出生による第一位継承権にしたがって、当該一族に世襲される」と定められた。(Bodo Demewitz, *Die Verfassung der modernen Staaten*, Hansischer Gildenverlag, Bd. 3, 1948, S. 54.)

この「元首としての地位」という言葉は、一六四〇年代英国において「位階 (dignity: 「尊厳」と同一語句)」と「言葉が、命令発令者、裁判遂行者や公務執行者の職種を区別する名称や称号を意味して」いた (Thomas Hobbes, *Leviathan Part I and II*, with an introduction by Herbert W. Schneider, The Bobbs-Merrill Co., Part I, Ch. 10, pp. 79-80. T. Hobbes, *Leviathan*, ed. by R. Tuck, Cambridge University Press, 1991, pp. 63-64. 永井道雄・宗片邦義訳「リヴァイアサン」、『世界の名著』28 ホッブス (中央公論社・一九七九年) 一三四頁。水田洋・田中浩訳『世界の大思想』9・ホッブス・リヴァイアサン (国家論) (河出書房新社・一九七四年) 六一頁。) のと同様に、公務の頂点にある者の一身に専属する「不可侵性」を意味していたのであった。このように、本来「尊厳」とは国家元首の一身に属する概念であった。それが発生してから一九世紀すぎまでは、国家の権威を高めるために用いられてきた。しかし、主として第二次世界大戦以降、「人間の尊厳」が主張されると、それは一八〇度異なった意味で用いられるようになった。すなわち、今日では、国家第一ではなく、人間第一という意味で用いられている。つまり、国家の権威を高めるための「尊厳」が、個人の価値を尊重するための「尊厳」へ変容したのである。借用概念である「人間の尊厳」の方が主となり、かつての「国家元首の尊厳」という意味は、忘れ去られた観がある。これは隔世の観と言わざるをえない。逆言すれば、「国家元首の尊厳」と言う程に、従来、伝統的に「国家元首の不可侵性」は重視されてきたのである。

(53) 稲田 注(8)前掲書、二二六頁。

(54) Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, vol. IV (The Americans), 2nd. Part, Martinus Nijhoff, 3rd. ed., 1970, pp. 1191-1241 (1202); Article II, Section 4, 高沢 注(51)前掲書、四十五頁。

(55) Weirich, op. cit. (note 42), p. 23 (Art. 45).

(56) 例えば、注(52)でも言及した一八四九年のいわゆるフランクフルト憲法第七三条は「皇帝の人格は不可侵である。皇帝は、責任を有する。皇帝によって任命された大臣によって、委任された権力を行使する」と規定していた。また同憲法第七四条は、「副

署をした大臣」は副署という行為によって「責任を担う」と規定し、補弼者たる大臣の責任制を明記している。(Hirsg. v. R. Schus-  
ter, *Deutsche Verfassungen*, 20. Aufl., Goldmann Verlag, 1989, S. 38.)

(57) なお、一般に責任は「(1)「刑法上の罪過」(2)「政治上の罪過」(3)「道徳上の罪過」(4)「形而上の罪過」に分類し、区別できる。(拙稿「ボン基本法における「人間の尊厳」(6)『早稲田政治公法研究28号』(一九八九年)二七九頁。)

(58) なお、第二次世界大戦時にベルギーでは、国王レオポルド三世が対独無条件降伏を行ったのに対して、仏に避難したビエルロ首相は、約百名の国会議員と共に降伏を否認していた。その後、首相が率いるベルギー政府はロンドンに亡命して徹底抗戦を続けた。これに対して、ベルギー国内に残った国王レオポルド三世は、ヒトラー・ドイツの勝利を信じていたとみなされ、戦後、国王の戦争責任問題が発生した。この時、ベルギーが解放された一九四四年九月二六日から、国王問題が決着した一九五一年七月一六日までに、一〇以上の短命な政権が交替し、三回の総選挙に加えて、国民投票が行われた。これが、一致点なき政争であったことは、一九五〇年三月の国民投票の結果に表われている。すなわち、全投票の五七・六八％はレオポルド三世の国王在任を支持していた。特に、国土の北部に位置するフランデレン(Flandern)では支持率七二％であった。これに対して、首都ブリュッセルでは支持率四七％、国土の南部に位置するワロン(Wallonien)でも支持率四二％であった。一九五〇年七月、国王レオポルド三世は、ドイツのザルツブルクから帰国を試みた。社会党と共産党は政治ストに打って出る準備をすすめ、ワロン地区では大規模な抗議のデモ、騒動が続出した。リエージュでは死者まで出た。そこで、国王は復位を断念して、皇太子ボドゥアン一世が即位したのである。

こうしてベルギー王国は、一方におけるワロン地区とブリュッセル、および、他方におけるフランデレン地区との間での分裂の危機を、辛うじて克服した。しかし、議会与党・キリスト教社会党多数派の支持するデュヴィウサル内閣が、議会野党少数派である社共両党の要求に屈したことが、キリスト教社会党指導部の政治責任を惹起した。そこで指導部の更迭が起こり、テオリルフェールが、キリスト教社会党の新議長に選出されたのである。(栗原、注(2)前掲書、一九二―一九三、二二六―二三〇頁。)

ベルギーにおける国民投票は、実は、国王御自身の「示唆」に基づいて実施されたものである。それでも、結果として国王の退位は、右派である政府与党にとっては少なからぬ衝撃となった。なぜなら少数派である野党・社共両党の「革命的行動」に、事実上屈したからであった。(栗原、前掲書、二二七、二二八―二二九頁。)

このように、君主制を国民投票によって決することは、場合によっては、「合法的な手続きによって行われる実質的な革命」を意味することとなりかねないのである。

(59) 鎌田正著『春秋左氏伝二』（新釈漢文大系第31巻・明治書院・一九七四年）五七九―五八一頁（宣公、三年、春）。

私見によれば、連立与党であるLSAPと、旧万年野党たる日本の旧革新勢力との違いの一つは、儀礼的国家元首の肯定的役割の認知の有無である。かつて「合法的手続きによって行われる革命」をいくつかの政策に上で追求していた蓋然性の高い後者が、政権につけなかったのは理に適っており、理解できることである。万一、後者が政権につき「（言わば）合法的革命」が行われたならば、その場合には、強権的（あるいは少数反対意見の余地を狭く解釈するという意味で独裁的な）政治が執行される危険が認められたので、有権者は「より小さい悪 (lesser evil)」である、リベラルな保守政党の長期政権に期待したのであろうと思う。

なお「春秋左氏伝」によれば、「天命が改まり」、「天子の位」が遷るのは例えば「六百年（殷）」乃至「七百年（周）」のスケールで論じられる次元であり、「性急に」、または、軽率に「論じられる次元の話ではないと戒めているのである。曰く、「天命未だ改まらず。鼎の軽量、未だ問う可からざるなり」と。

(60) 栗原、注(2)前掲書、三〇三―三〇四頁。

(61) 小野紀明「現象学と政治——二〇世紀ドイツ精神史研究」（行人社・一九九四年）一九九頁。

(62) ドイツがロンドン夜間爆撃を行ったのは、一九四〇年九月七日以後のことであり、連合国がハンブルク無差別爆撃をしたのは、一九四三年七月二四日と二五日のことである。（村瀬興雄『世界の歴史15…ファシズムと第二次大戦』（中央公論社、一九六二年）四八七、四八九頁。）

(63) このような戦争観の変化の背景には、原爆が広島と長崎に投下された事実がある。この点については拙稿「人間の尊厳と人間性に対する犯罪(1)」（『早稲田政治公法研究35号』（一九九一年）所収の、原爆の非人道性（一九九二〇一頁）の項を参照。

(64) Weirich, op. cit. (note 42), pp. 15-17.

(付記) 本稿は一九九四年度早稲田大学特定課題研究助成費による成果の一部である。